山梨県カーリング協会規約

平成14年1月9日施行 平成16年改定 平成18年6月16日改定 平成27年7月20日改定 平成28年9月11日改定

令和5年7月22日改定

山梨県カーリング協会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この協会は、山梨県カーリング協会といい、英文名は The Yamanashi Curling Association (略称・YCA) とする。

(事務所)

第2条 この協会は、事務所を山梨県甲府市中央1-1-5「河野スポーツ株式会社」内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この協会は、県内におけるアマチュア・カーリング界を統括し代表する団体として、 カーリングの普及振興を図り、県民の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) (公社)日本カーリング協会に対し、山梨県を代表する行為
- (2) 県内在住のカーラー並びにカーリング団体に対し、指導及び連絡調整
- (3) 山梨県選手権大会、その他の競技会の公認
- (4) カーリング技術の向上並びに指導者の養成
- (5) その他、目的達成のために必要な事業

第3章 会員

(個人加入)

第5条 山梨県内に在住もしくは、在勤、在学、在クラブ (YCA 承認) のもので、 この協会をよく理解し賛同された方は、個人会員として加入することができる。 または、理事2名の推薦をもって、理事会で協議する。

(加入条件)

第6条 この協会への加入は、所定の手続きをし、年会費を納めなければならない。

(資格の喪失)

第7条 この協会の個人会員は、退会、会費の未払いにより資格を喪失する。

(除名)

第8条 この協会の会員が、義務に違反したとき、又この協会の名誉を傷つけ、あるいは、 この協会の目的に違反する行為のあったときは、理事会に於いて出席理事の過半数の 同意をもって、これを除名することができる。

第4章 役員等

(役員)

第9条 この協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以内
- (2) 監事 2名以内
- (3) 理事のうち1名を会長とする

会長を除き2名以内を副会長、1名を専務理事、1名を会計とすることができる。

(役員の選任)

第10条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

会長、副会長、専務理事、会計は、理事会において選出し、総会の承認を得る。

(理事の職務)

- 第11条 (1) 会長は、この協会を総理し、この協会を代表する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
 - (3) 専務理事は、この協会の専務理事として会務を統括し、理事会の議決に基づく業務を処理する。
 - (4) 理事は、理事会を組織し、この規約に定めるものの他、この協会の総会の権限以外の事項を議決し、職務を執行する。
 - (5) 会計は、この協会の会計を統括する。

(役員の任期)

第12条 役員の任期は2年とする、ただし再任は妨げない。

(役員の解任)

第13条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(名誉会長、顧問)

- 第14条 この協会には、名誉会長1名並びに顧問を若干名置くことができる。
 - (1) 名誉会長並びに顧問は、総会の議決を経て会長が委嘱する
 - (2) 名誉会長並びに顧問は、理事会、総会に出席して意見を述べることができる ただし、議決に加わることはできない

第5章 理事会

(理事会の構成)

第15条 この協会に理事会を置き、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第16条 理事会は、次の職務を行う。
 - (1) この協会の職務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事の選定及び解職の提案

(理事会の定足数)

第17条 理事会は、理事現在数の過半数以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

(理事会の招集等)

第18条 理事会は、年2回以上会長が招集するが、理事の過半数の動議でも招集することができる。

(議長)

第19条 理事会の議長は、会長とする。会長が欠けたとき又は事故があるときは、理事会があらか じめ定めた順序に従い、他の理事がこれにあたる。 あらかじめ定めた順序は細則に定める。

(理事会の決議)

第20条 理事会の議事は、この規約の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって 決する。

> 前項の場合において、議長は、理事として評決に加わることはできないが、賛否同数の 場合は、議長の決するところによる。

第6章 総会

(総会の招集及び決議)

- 第21条 (1) 総会は、年1回開催し、事業報告及び収支決算報告、事業計画案並びに、収支予算 案及びその他の事項を審議決定する。
 - (2) 改選の年度において、会長、副会長、専務理事、会計、理事は、過半数をもって 承認決定する。

(総会の構成及び議長)

- 第22条 (1) 総会は、会員により構成する。
 - (2) 総会の議長は、会長とする。

(総会の定足数)

第23条 総会は、3分の2以上の出席で成立する。ただし、委任状で委任した者は出席者とみなす。

第7章 委員会

(委員会)

第24条 (1) この協会の事業の円滑な運営を図るために次の委員会を置く。

指導普及委員会

強化競技委員会

総務委員会

関東連絡委員会

広報委員会

- (2) 事業遂行に必要があると認められる場合理事会の承認を得て、時限を定め臨時の 実行委員会を設けることができる
- (3) 各委員会の運営並びに扱う事項については、細則に定める
- (4) 新たな委員会の設置は理事会の決議による

第8章 登録規程

(規程細則)

第25条 この協会の、登録規程については、細則に定める。

第9章 会計

(経費)

- 第26条 (1) この協会の経費は、事業収入及び個人会員会費、競技者登録料等で賄う。
 - (2) 会員会費、競技者登録料は、別に定める。
 - (3) この協会の支払い規定については、別に定める。

(会計年度)

第27条 この協会の会計年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日で終る。

第10章 事務局

(事務局の設置)

- 第28条 この協会の事務を処理するため、事務局を設置する。
 - (1) 事務局には、事務局長及び必要な事務局員を若干名置くことができる
 - (2) 事務局の規程については、細則に定める

(事務局員の任免)

第29条 事務局員の任免は、理事会の承認を得て会長が行う。

第11章 監事

(監事の設置)

第30条 この協会の業務を監査するために監事を置く。

(監事の職務)

- 第31条 (1) この協会の財産の状況を監査する。
 - (2) この協会の事業を監査する。

第12章 規約の変更

(規約の変更)

第32条 この規約の変更は、総会の決議による。

第13章 補 則

(附則)

- 第33条 (1) この規約に定めるものの他、この運営に必要な事項は、理事会の決議により別に 定める。
 - (2) この規約改定は、令和5年7月22日の総会で議決し、同日施行する。